

府食第29号
令和4年1月26日

農林水産大臣
金子 原二郎 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について

令和3年8月30日付け3消安第2948号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた飼料「除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統」に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

「除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。

遺伝子組換え食品等評価書

除草剤ジカンバ耐性
セイヨウナタネ MON94100 系統

令和4年（2022年）1月

食品安全委員会

<審議の経緯>

- 2021年8月31日 農林水産大臣から遺伝子組換え飼料の安全性に係る食品健康影響評価について要請（3消安第2948号）、関係書類の接受
- 2021年9月7日 第831回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2021年9月27日 第215回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 2022年1月19日 遺伝子組換え食品等専門調査会座長から食品安全委員会委員長に報告
- 2022年1月25日 第845回食品安全委員会（報告）
（1月26日付け農林水産大臣に通知）

<食品安全委員会委員名簿>

- 山本 茂貴（委員長）
浅野 哲（委員長代理 第一順位）
川西 徹（委員長代理 第二順位）
脇 昌子（委員長代理 第三順位）
香西 みどり
松永 和紀
吉田 充

<食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿>

- | 2021年9月30日まで | | 2021年10月1日から | |
|--------------|-------|--------------|--------|
| 中島 春紫（座長） | | 中島 春紫（座長） | |
| 児玉 浩明（座長代理） | | 山川 隆（座長代理） | |
| 安達 玲子 | 近藤 一成 | 安達 玲子 | 小野 竜一 |
| 飯島 陽子 | 手島 玲子 | 岡田 由美子 | 近藤 一成 |
| 岡田 由美子 | 樋口 恭子 | 小関 良宏 | 樋口 恭子 |
| 小関 良宏 | 山川 隆 | 小野 道之 | 藤原 すみれ |
| 小野 竜一 | 吉川 信幸 | | |
| 橘田 和美 | | | |

要 約

「除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統」について、食品健康影響評価を実施した。

本系統は、*Stenotrophomonas maltophilia* DI-6 株に由来する改変 *dmo* 遺伝子を導入して作出されており、ジカンバモノオキシゲナーゼを発現することで、除草剤ジカンバを散布してもその影響を受けずに生育できるとされている。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会決定）に基づき、組換え体由来の新たな有害物質が生成され、肉、乳、卵等の畜産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性及び当該成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が産生する可能性の有無を考慮して本系統の評価を行った結果、これらの可能性は考えられないことから、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に基づき評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。

I. 評価対象飼料の概要

(申請内容)

名 称：除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統

性 質：除草剤ジカンバ耐性

申請者：バイエルクロップサイエンス株式会社

開発者：Bayer CropScience LP (ドイツ)

「除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統」(以下「セイヨウナタネ MON94100」という。)は、*Stenotrophomonas maltophilia* DI-6 株に由来する改変 *dmo* 遺伝子を導入して作出されており、ジカンバモノオキシゲナーゼを発現することで、除草剤ジカンバを散布してもその影響を受けずに生育できるとされている。

II. 食品健康影響評価

1. セイヨウナタネ MON94100 は、*S. maltophilia* DI-6 株に由来する改変 *dmo* 遺伝子を導入して作出されており、ジカンバモノオキシゲナーゼを発現することで、除草剤ジカンバ耐性の形質が付与されている。遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、挿入された遺伝子又は当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていない。

2. セイヨウナタネ MON94100 は、食品安全委員会において、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定)に基づき、食品としての安全性評価を終了しており、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断している。

1 及び 2 を考慮したところ、セイヨウナタネ MON94100 に新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられない。また、遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や、家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられない。

以上のことから、セイヨウナタネ MON94100 については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」(平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」に基づき評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断した。